

○愛媛県在宅介護研修センター管理条例

平成15年12月19日条例第63号

愛媛県在宅介護研修センター管理条例を次のように公布する。

愛媛県在宅介護研修センター管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、愛媛県在宅介護研修センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 介護を必要とする高齢者を支える家族、ボランティア、介護に関する施設の職員等に対する在宅介護の研修（以下「研修」という。）に関すること。
- (2) 介護に関する相談に関すること。
- (3) 介護に関する情報の提供に関すること。
- (4) 介護にかかわる関係団体等との連絡調整に関すること。
- (5) その他必要な業務

(指定管理者が行う業務)

第3条 センターの指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、知事が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。）は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる業務の実施に関すること。
- (2) センターの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (3) その他知事が定める業務

(利用時間)

第4条 センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊室の宿泊利用については、午前9時から翌日の午前9時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前2項の利用時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日にセンターを利用させることができる。

(研修の内容等)

第6条 研修の内容、定員、日程その他研修の実施に関し必要な事項は、指定管理者が知事の承認を得て定め、これを公表しなければならない。

(受講手続)

第7条 研修を受講しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者に受講の申込みをしなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申込みがあったときは、選考により、研修生を決定するものとする。

3 指定管理者は、指定管理者が定める研修の定員を超える数の受講の申込みがあったときは、その受講を認めないことができる。

(利用の制限等)

第8条 指定管理者は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、又は退去を命ずることができる。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

(1) センターの秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。

(2) センターの施設、附属設備等を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。

(3) 指定管理者の職員の指示に従わないとき。

(損害賠償等)

第9条 自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設、附属設備等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。